○岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十六日条例第八十二号

改正

平成二五年三月二六日条例第一八号 平成二五年一〇月一六日条例第四二号 平成二七年三月二四日条例第一八号 平成二八年三月二九日条例第二〇号 平成二八年三月二九日条例第二二号 平成二九年三月二八日条例第一三号 平成二九年三月二八日条例第一三号 平成二 二年 三月二二日条例第二五号 令和 三年 二月二九日条例第一三号 令和 三年 七月一三日条例第二八号 令和 四年 三月二九日条例第九号

岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例をここに公布する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 児童発達支援

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第五条—第五十五条)

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準 (第五十五条の二一第五十五条の五)

第三節 基準該当通所支援に関する基準 (第五十五条の六一第五十五条の十二)

第三章 医療型児童発達支援(第五十六条—第六十五条)

第四章 放課後等デイサービス

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第六十六条―第七十二条)

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準 (第七十二条の二)

第三節 基準該当通所支援に関する基準(第七十二条の二の二―第七十二条の四)

第五章 居宅訪問型児童発達支援(第七十二条の五一第七十二条の十一)

第六章 保育所等訪問支援(第七十三条—第八十条)

第七章 多機能型事業所に関する特例(第八十一条一第八十三条)

第八章 雑則 (第八十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十 一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第三項第一号、第二十一条の五の十七第一項 第一号及び第二号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援 の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「省令」という。)の例 による。

(指定障害児通所支援事業者の指定等に関する基準)

第三条 指定障害児通所支援事業者の指定又は指定の更新に関する基準として法第二十一条の五の十五第三項第一号(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定又は指定の更新の申請については、この限りでない。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

- 第四条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第二十八条第一項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、提供する指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊 重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の

擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施 する等の措置を講じなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者の員数)

- 第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 児童指導員(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年 岐阜県条例第九十号)第二十七条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育 士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障 害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じ て専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲 げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 十までのもの 二以上

- ロ 十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 六十七条第一項第一号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他省令第五条第二項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあ

っては看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員 が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) 第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち 喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十七条において同 じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として 喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六 十七条において同じ。)を行う場合
- 三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十七条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。)を行う場合
- 3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第六十七条において 「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童 発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる ときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。 ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - 一 嘱託医 一以上
 - 二 看護職員 一以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一以上
 - 四 機能訓練担当職員 一以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 5 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

- 6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員 又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。
- 第七条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。
 - 一 嘱託医 一以上
 - 二 児童指導員及び保育士
 - イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上
 - 口 児童指導員 一以上
 - ハ 保育士 一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 調理員 一以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員 が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に 係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障 害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - 三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に 係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害

児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童 指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 4 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項に規定するもののほか、従業者にあっては次の各号に掲げる者(第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。)とし、その員数にあってはそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に定める従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上
 - 二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を 行うために必要な数
 - 三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数
- 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援 事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項に規定するもののほか、従業者にあっては次の 各号に掲げる者とし、その員数にあってはそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。この場合に おいて、当該各号に定める従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 看護職員 一以上
 - 二 機能訓練担当職員 一以上
- 6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導 員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第一項から第五項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達 支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の 提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号 の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事さ せることができる。

(管理者)

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理 者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

- 第九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達 支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従た る事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

- 第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)には、指導訓練室 を設けるほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければな らない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 第十一条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所を設けるほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。
- 2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。
 - 一 指導訓練室
 - イ 定員は、おおむね十人とすること。
 - ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。
 - 二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。
- 3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業 所にあっては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては聴力検査 室を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十八条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に よる書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしな ければならない。

(契約支給量の報告等)

- 第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。
- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証 記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。 (提供拒否の禁止)
- 第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第五十条第一項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決 定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通 所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

- 第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

- 第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際し、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他

- の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (サービスの提供の記録)
- 第二十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した場合は、当該指定児童発達 支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければなら ない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により記録する場合は、通所給付決定保護者から指定 児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- 第二十三条 指定児童発達支援事業者は、直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる使途であって、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に支払を求めることが適当である金 銭に限り、当該通所給付決定保護者に対してその支払を求めることができる。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

- 第二十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した場合は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した場合は、通 所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるも のとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供 される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けるこ とができる。
 - 一 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るもの に限る。)
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させ ることが適当と認められるもの

- 4 前項第一号に掲げる費用については、省令第二十三条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければなら ない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

- 第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所 給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害 児通所給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に 係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必 要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなけれ ばならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

- 第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害 児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫 然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者が指定児童発達支援の提供を行

- うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項 について、理解しやすいように説明を行わせなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善 を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、 助言その他の援助の実施状況
 - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

- 第二十八条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援管理責任者に、指定児童発達支援に係る通 所支援計画(以下この条及び第五十五条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。) の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援管理責任者に、次に掲げるところにより、児童発達 支援計画を作成させなければならない。
 - 一 適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活 全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把 握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での 適切な支援内容の検討を行うこと。
 - 二 アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。この場合にお

いて、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ること。

- 三 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めること。
- 四 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。
- 五 通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により その同意を得ること。
- 六 児童発達支援計画を作成した場合には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付 すること。
- 七 児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次号において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うこと。
- 八 モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の 事情のない限り、次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - ロ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 3 前項第一号から第六号までの規定は、前項第七号の児童発達支援計画の変更について準用する。 (児童発達支援管理責任者の業務)
- 第二十九条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援管理責任者に、前条に規定する業務のほか、 次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

- 第三十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常 生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会 生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営む ことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。 (食事)
- 第三十二条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第四項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所においては、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜(し)好を考慮するとともに、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用に努めなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に 努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第三十三条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレク リエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。 (健康管理)

- 第三十四条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の
康診断	健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に 当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者が現に指定児童発達支援の提供を行っている時に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行わせる等必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決 定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支 給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなけれ ばならない。

(管理者の業務)

- 第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の管理者に、次に掲げる業務を 行わせるものとする。
 - 一 当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
 - 二 当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を

行うこと。

(運営規程)

- 第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程(第四十四条第一項において「運営規程」という。)を定めて おかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 利用定員
 - 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 サービスの利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十二 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の 従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響 を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置

を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第四十一条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける とともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を 整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に 関する訓練を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう 連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図

- ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指 針を整備すること。
- 三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するこ と。

(協力医療機関)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力 医療機関を定めておかなければならない。

(掲示等)

- 第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に 備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示 に代えることができる。
- 3 指定児童発達支援事業者は、第一項の重要事項について、指定児童発達支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の 障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の 行動を制限する行為(以下この条において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装

置等を活用して行うことができるものとする。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待等の禁止)

- 第四十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者に、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をさせてはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に 開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当 該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者が、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

- 第四十八条 指定児童発達支援事業者は、従業者若しくは管理者又は従業者若しくは管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

- 第四十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを 適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する 情報の提供を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、 その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第五十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相 談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービス を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を 紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその 従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収 受してはならない。

(苦情への対応等)

- 第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所 給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を 受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しな ければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十二第一項の規定により知事又は市町村長(以下この項及び次項において「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が同法第八十五条の規 定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

- 第五十二条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が 発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、 指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備して おかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。
 - 第二十二条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
 - 二 児童発達支援計画

- 三 第三十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第四十五条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の障害児の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- 五 第五十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第五十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

- 第五十五条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の 事業を行う指定生活介護事業者(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等 に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号。以下「指定障害福祉サービス 等基準条例」という。)第七十七条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十五条の 十において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第七十六条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
 - 二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

- 第五十五条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第五十五条の十一において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - 一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介

護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第九十三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第五十五条の十一第一号において同じ。)の床面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十一条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

- 第五十五条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域 密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規 定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) (第五十五条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指 定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十 六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。) 第四十四条第一項に規定する指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次 のとおりとする。
 - 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予

防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をい う。第五十五条の十二において同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」とい う。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サー ビス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス 基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サー ビス等基準条例第九十一条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能 訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第百四十条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓 練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第百 四十九条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若し くは共生型放課後等デイサービス(第七十二条の二に規定する共生型放課後等デイサービスを いう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条 において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密 着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所をいう。第五十五条の十二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の十二において同じ。)又はサテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四 条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以 下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、十八人)以 下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第五十五条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサ

ービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の 二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、 サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とする こと。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護 事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサー ビスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サー ビス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四 条に規定する基準を満たしていること。
- 五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施 設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第五十五条の五 前節(第六条、第七条及び第十条から第十二条までを除く。)の規定は、共生型 児童発達支援の事業について準用する。

第三節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。) の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、そ の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数
 - イ 十までのもの 二以上
 - ロ 十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上

(設備)

- 第五十五条の七 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基 準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十五条の八 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第五十五条の九 第一節 (第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

- 第五十五条の十 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。
 - 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介 護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみ なされる指定生活介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活

介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を 受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

- 第五十五条の十一 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援 が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介 護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等 を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この 節(第五十五条の九(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限 る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。
 - 一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
 - 二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通 所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達 支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当 該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - 三 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第五十五条の十二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五条の九(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の

規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人

二十九人

- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。
- 五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三章 医療型児童発達支援

(基本方針)

第五十六条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応 することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて 適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

(従業者の員数)

- 第五十七条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法 に規定する診療所として必要とされる数

- 二 児童指導員 一以上
- 三 保育士 一以上
- 四 看護職員 一以上
- 五 理学療法士又は作業療法士 一以上
- 六 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げるもののほか、日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う指定医療型児童発 達支援事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 前二項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第五十八条 削除

(設備)

- 第五十九条 指定医療型児童発達支援事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
 - 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備
 - 二 指導訓練室
 - 三 屋外訓練場
 - 四 相談室
 - 五 調理室
 - 六 浴室
 - 七 便所
- 2 前項第六号及び第七号の浴室及び便所には、手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、階段を設ける場合は、その傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(利用定員)

第六十条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第六十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した場合は、通所

給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものと する。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した場合は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
 - 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。) に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援 において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者 から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用 のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に 負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号に掲げる費用については、省令第六十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、 通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

- 第六十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達

支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して 交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

- 第六十四条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - 一 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその 額
 - 二 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達 支援を提供する地域をいう。)
 - 三 第三十八条各号(第五号、第六号及び第十号を除く。)に掲げる事項 (情報の提供等)
- 第六十四条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする 障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施 する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第六十五条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」

とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第六十六条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(従業者の員数)

- 第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。) ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童 指導員又は保育士の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数

イ 十までのもの 二以上

- ロ 十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該

看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- 二 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- 三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定 放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサ ービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に 含めることができる。
- 4 前三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - 一 嘱託医 一以上
 - 二 看護職員 一以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一以上
 - 四 機能訓練担当職員 一以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 5 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員 又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。

第六十八条 削除

(設備)

- 第六十九条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室を設けるほか、指定放課後等デイ サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第七十条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

- 第七十一条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した場合は、 通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受ける ものとする。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した場合は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該 費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、 通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第七十二条 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第 三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項 及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用す る。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるの は「いう。第七十二条において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十一条第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第七十二条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、 第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、共生型放課後等 デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第三節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

- 第七十二条の二の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき 従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位(基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。) ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる 児童指導員又は保育士の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又 は口に定める数

イ 十までのもの 二以上

- ロ 十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上

(設備)

- 第七十二条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとと もに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するもの

でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (利用定員)

- 第七十二条の三の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。 (準用)
- 第七十二条の四 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の十から第五十五条の十二まで、第六十六条及び第七十一条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「いう。第七十二条の四において準用する第三十八条第六号」と、第二十三条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十二条の四において準用する第七十一条第二項及び第三項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

(基本方針)

第七十二条の五 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者の員数)

- 第七十二条の六 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士 の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期 大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれら

に相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達 支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

- 第七十二条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを 有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を 備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供する ものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (身分を証する書類の携行)
- 第七十二条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、 これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

- 第七十二条の九 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した場合は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援 を提供した場合は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所 支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者 の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居 宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第二号において同じ。)以外の地域において 指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定

保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決 定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 (運営規程)
- 第七十二条の十 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - 一 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及び その額
 - 二 通常の事業の実施地域
 - 三 第三十八条各号(第四号から第六号まで、第九号及び第十号を除く。)に掲げる事項 (準用)
- 第七十二条の十一 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条 (第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から 第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、 第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二 の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第七十二条の六第一項第一号の訪問支援員及び同項第 二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十二条の九第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の九第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の九第二項」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第六章 保育所等訪問支援

(基本方針)

第七十三条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の 事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身 体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者の員数)

- 第七十四条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

第七十五条 削除

第七十六条から第七十九条まで 削除

(準用)

第八十条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十二条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第四十八条、第五十二条の七から第七十二条の十までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第八条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第七十四条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の九第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の九第一項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第七章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

- 第八十一条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係 る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで、第七条(第三項及び第六項を除く。)、 第五十七条、第六十七条第一項から第三項まで、第七十二条の六第一項並びに第七十四条第一項 の規定の適用については、第六条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」 とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援 事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指 定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援事 業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」 と、第五十七条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、 並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」 と、第六十七条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあ るのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通 所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」 と、同条第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十二条の 六第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多 機能型事業所」と、第七十四条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」 とあるのは「多機能型事業所」とする。
- 2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機 能型事業所を除く。)は、第六条第五項及び第六十七条第五項の規定にかかわらず、当該多機能 型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、一 人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

(設備に関する特例)

第八十二条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第八十三条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、

- 第十二条、第六十条及び第七十条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が 行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。
- 2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機 能型事業所を除く。)は、第十二条、第六十条及び第七十条の規定にかかわらず、指定児童発達 支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童 発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて 行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、 第六十条及び第七十条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。
- 4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下 肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあ っては、第十二条、第六十条及び第七十条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型 事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。
- 5 省令第八十二条第五項に規定する厚生労働大臣が定める地域のうち、将来的にも利用者の確保 の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所 (この条例に規 定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。) については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

第八章 雜則

(電磁的記録等)

第八十四条 指定障害児通所支援事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 省令附則第二条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第六条第一項第二号、第二項及び第五項並びに第六十七条第一項第二号、第二項及び第四項の規定は適用せず、第六条第一項第一号イ及びロ、第二十八条、第二十九条並びに第六十七条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十八条第一項及び第二十九条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第六十七条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。
- 3 省令附則第三条の指定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一項第二号イ及び第四項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第四項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)それぞれ二以上」とする。

附 則(平成二十五年三月二十六日条例第十八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十条第一項の改正規定(「第 五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める部分に限る。)は、平成二十六年四月一日から施 行する。 (岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を 定める条例」を「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条 例」に改める。
 - 一 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜 県条例第八十四号)第八十八条第一項
 - 二 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)第百八十五条第一項

附 則(平成二十五年十月十六日条例第四十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十四日条例第十八号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十九日条例第二十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第二十二号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日条例第十三号)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第 一項の規定による指定を受けている改正前の第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサー ビス事業者がその事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、改正後の同条の 規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第七十二条の二に規定する基準を満たしている同条に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者がその事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、改正後の同条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年三月二十二日条例第二十五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
 - (岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第 一項の規定による指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の事業等の 人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(次項において「旧条例」という。)第六条第 一項に規定する指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数 については、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等 に関する基準を定める条例(次項において「新条例」という。)第六条(第三項を除く。)の規 定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第五十五条の二に規定する基準を満たしている同条に規定する 基準該当児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、 新条例第五十五条の六の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の 例による。
 - 附 則(令和三年三月二十九日条例第十三号抄)

改正

令和三年七月十三日条例第二十八号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
 - (虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第四条第四項及び第四十六条第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例)という。)第四条第四項及び第四十三条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)第三条第三項及び第三十二条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十条、第六十条、

第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による 改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条 例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第四条第三項及び第三十八条の二(新 指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一 項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六 条、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百 七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百七十九条の十一、第百七十九条の十七、第百八十 四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合 を含む。)、第五条の規定による改正後の岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第三条第三項及び第四十五条の二、 第六条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を 定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第四条第三項及び第五十九条の 二、第七条の規定による改正後の岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定 める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第二条第四項及び第二十一条並 びに第八条の規定による改正後の岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (以下「新福祉ホーム基準条例」という。) 第二条第四項及び第十九条の規定の適用については、 これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

 設基準条例第三十七条の二、新指定障害者支援施設基準条例第四十七条の二、新地域活動支援センター基準条例第十六条、新福祉ホーム基準条例第十四条並びに第九条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)第七十三条の三(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十二条 第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、 第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、 新指定入所施設基準条例第三十九条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用す る場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障 害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条におい て準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十二条第三項(新指定障害福 祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二 項、第百十六条、第百七十九条の十一並びに第百七十九条の十七において準用する場合を含む。)、 第七十条第二項及び第八十八条第二項(新指定障害福祉サービス基準条例第九十一条の五、第百 五条、第百五条の四、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六 十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十四条、第百八十四条の十、 第百八十四条の十九及び第百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施 設基準条例第三十九条第二項、新指定障害者支援施設基準条例第五十条第二項、新地域活動支援 センター基準条例第十七条第二項、新福祉ホーム基準条例第十五条第二項並びに新設備運営基準 条例第七十三条の四(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」と あるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五条 第三項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、 第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、 新指定入所施設基準条例第四十二条第三項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六条、第百四十条、第百四十条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第四十一条第三項及び新指定障害者支援施設基準条例第五十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の 事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」と いう。)第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第八項において「旧指 定児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第六条第一項及び第五 項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第六条第三項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第五十五条の六第一項に規定する基準該当児

童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第五十五条の六第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第五十五条の六第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第六十七条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七条第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置)

- 14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項に規定する基準該 当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次 項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援 基準条例第七十二条の二の二第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、な お従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第七十二条の二 の二第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

附 則(令和三年七月十三日条例第二十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年三月二十九日条例第九号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。